

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン 施 設 花とみどりのシンボルゾーン管理組合 指定期間 管 理 者 名 令和4年4月1日 令和9年3月31日 課秋葉区産業振興課 担 当 新潟市秋葉区小須戸893番地1 所 在 地 根 拠 法 令 設 置 条 例 新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例 敷地面積 24,004㎡ 構造 鉄筋RC一部 2 階ほか 延床面積 2,500㎡ 施設内容 花とみどり館,常設展示場,市民農園,体験農園,ボケ公園 総合交流拠点施設(加工室,研修室,体験加工室,直売室ほか) 施設概要

小須戸地区の特産である花木等の生産振興を図り、併せて本市産業経済の活性化と観光資源の開発を推進す るため、新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンを設置する。

運 営に 関 す る 基 念 方 針

基本方針

花とみどりのシンボルゾーン施設が公の施設である事を念頭に置いて公平な運営を行うものとし、利用者の 平等な利用を確保しなければならない。

- 施設運営に関する業務
 - (1)主な運営業務
 - ①受付 施設利用者への対応及び受付業務
 - ②利用料金 施設利用料金の徴収業務
 - ③ホール業務 施設及び備品の日常管理業務
 - (2) その他の運営業務
 - ①農産物直売所の開設
 - ②農産物を利用した新しい特産加工品の開発と販売
 - ③市民・体験農園での消費者と生産者との交流事業
 - ④施設を利用した各種教室の開催
 - ⑤体験農園での農産物体験(生産・管理・収穫)事業
 - ⑥管理組合主催のイベント事業
- 施設管理に関する業務
 - (1)保守管理
 - ①建築設備について、日常点検、定期点検(法的点検含む)を行う
 - ②物品について、施設の運営に支障をきたさないよう、備品や消耗品の適切な保守管理を行う
 - - ①清掃及び衛生害虫駆除について、定期的に清掃及び害虫駆除等を行う
 - ②保安警備業務について,火災,盗難,破壊並びに不法行為等を予防,発見,防止に努める
- その他管理業務
 - (1)事業計画及び収支予算書の作成
 - (2)業務報告書の作成
 - (3)指定管理者名の表示
 - (4)外構植栽管理
 - (5)市事業への協力
 - (6) 災害発生時の利用者の安全確保
 - (7)関係機関との連携・協力

令和7年度

視	点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※	
+		基準利用者数の達成	利用者年間目標252,617人 の70%以上				
	民	イベントへの参加人数	参加者目標140,130人の70% 以上				
市		加工施設の基準稼働率の 達成	加工室稼働率70%以上				
		設置目的に合致したサービ ス提供	設置目的に合致した自主事 業を22件以上実施				
財		施設の売上額	施設売上目標総額年間 133,729千円以上				
	務	市の歳入増加	施設使用料昨年度実績 1,117千円以上				
		サービスの向上	職員の接客対応研修年2回				
業		安全責任者の配置と安全確 保体制の確立	防災訓練年1回				
*	加	事件・事故発生時の対応の 適切さ	事件·事故発生件数O件				
		業務仕様書等に定める事項 の遵守	業務仕様書等に定める事項 の遵守				
	材	配置人員条件の充足	職員の6人以上配置				
	.143	労働基準の充足	労働関係法令の遵守				

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

	所	管	課	に	よ	る	総	合	評	価	(所	見)		
現地調査日: 年	月	B														